

その他の意見一覧

番号	大柱	会議名・団体名	意見内容	意見の反映
1	教育	令和7年6月13日 東部・賀茂地域消費者 行政推進連携協議会	カード決済で一括よりリボ払いの方がポイントがもらえるとリボに誘導することがある。リボの利息ともらえるポイントは、ポイントの方が安いのに、目先の利益誘導で計算が出来ない人もいる。金融商品、キャッシュレスのところで様々な視点を入れていただけるといい。	御意見の趣旨を踏まえ、クレジットカードの仕組み等は、社会に出る前の年齢に対して教えることが最も必要であることから、第3章1(2)①「学校等における消費者教育」において、在学中に成人となる高校生は、クレジットカードなどのキャッシュレス決済やリボ払いの仕組みを理解することが重要である旨、記載しました。
2	教育	令和7年6月13日 東部・賀茂地域消費者 行政推進連携協議会	消費者教育の関係のデジタルや適正な表示の広告の監視のところについて、広告を見分ける力を付ける、ということであるが、広告の前提には広告に至るまでのスキームがある。消費者教育としては、ネットを使っているときの情報、検索した内容や入力した内容が広告に流れて活用している、という基本的なところを教育に入れた方がよい。EUはデータの管理権を消費者が持っているべきだ、という考え方があり。そういう意識を盛り込んでいただけるとよい。	第3章1(4)①「デジタル分野における消費者教育」において、デジタル広告には、個人がインターネットで過去に検索した情報等を活用したターゲティング広告があり、消費者の自立的な意思決定をゆがめる危険性がある旨、記載しました。
3	教育	令和7年6月13日 東部・賀茂地域消費者 行政推進連携協議会	生成AIとの向き合い方も考慮する必要がある。最近では生成AIを活用しないということとはなくなってくる中で、気をつけないと何でもかんでもAIに学習させ、導き出した答えをみてそれに従えばいい、という発想になってしまう。AI教育も行っていないといけないので、AIについても入れた方がいいのでは。生成AIはもっともらしいことを言うてくるが内容が間違っていたりする。	第3章1(4)①「デジタル分野における消費者教育」において、生成AIの発達に伴い、なりすまし広告や偽情報の拡散といった問題も生じていることから、表示されている情報が正しい情報であるかを疑うクリティカルシンキングを身につけることが必要である旨、記載しました。
4	教育	令和7年6月13日 東部・賀茂地域消費者 行政推進連携協議会	お年寄りが完全にデジタル難民で取り残されている。地方にいとそれを強く感じる。高齢者が置き去りにされている感覚があり、施策の推進とのギャップを感じる。そのギャップの解消も話の中に入れていただければと思う。	第3章1(4)①「デジタル分野における消費者教育」において、高齢者のデジタル・デバイドの解消が重要な課題であるため、「シニア向けデジタル活用出前講座」の実施を通じて、デジタル・デバイドの解消に努める旨、記載しました。
5	救済・連携	令和7年6月13日 東部・賀茂地域消費者 行政推進連携協議会	見守りの部分について基本的なラインが消費者庁寄りの、見守りネットワークに特化した項目立てになっている。「行政や専門機関が独居高齢者を見守る」というプロトタイプが語られてしまう。地方に行けば行くほど公務員の人数は少なく、高齢化が進んでいる。比較的幅広い民間の協力関係も考えていかないと行けない。計画の中では、見守りというよりも地域共生社会的な発想、隣の人を気にしてあげるとか、隣の人が見えるような社会の考え方も、国の動き、諸外国の動きを見ながら検討していただければと思った。	第3章2(2)①「高齢者の見守り」及び第3章4(3)②「消費者・事業者等、多様な主体との連携」において、消費者行政部局だけではなく、福祉部局や消費者団体、民間事業者等、多様な主体が連携して見守り活動に取り組む必要がある旨、記載しました。
6	事業者	令和7年6月13日 東部・賀茂地域消費者 行政推進連携協議会	大柱3の重点施策で、デジタル広告の監視の強化とあるが、イメージが付かない。重点施策にあげるとなると、何をやっているかわからなければいけない。行政処分以外のもので、公表できるものがないとなると、その施策をやっているのかいないのか県民にはわからない。消費者に注意喚起をタイムリーに流していくといったことを行う必要があるのでは。	第3章3(3)③「デジタル広告における不当表示への対応強化」において、デジタル広告監視で得た消費者被害につながりやすいデジタル広告の傾向等について、ホームページ等を通じて消費者に随時注意喚起を行う旨、記載しました。
7	事業者	令和7年6月13日 東部・賀茂地域消費者 行政推進連携協議会	厚労省が民間に美容医療の広告監視を委託している。そういう制度を県も行き、県の消費者団体に委託をして監視をしてもらえば、民間の消費者団体の資金にもなる。予算を伴う話なので難しいと思うが、現実的な制度、施策の透明化、効果測定においては、民間への委託はアイデアとしていいのではないかと。	御意見の趣旨を踏まえ、民間への委託や、不審情報の通報窓口（不当表示110番・通報POST24）への県民からの通報等、行政だけではなく、民間や県民と連携した広告監視の実施に取り組んで参ります。

その他の意見一覧

番号	大柱	会議名・団体名	意見内容	意見の反映
8	教育	静岡市	<p>第3章1(4)③カスタマーハラスメントと消費者教育 カスハラが健全な労働環境確保のために看過できないことは、社会共通認識であり、まったくの同意見である。一方で、計画案にも記載があるが適正な消費者の意見表明自体は消費者市民社会の実現には必要なことであり、消費者行政部門（相談窓口）は消費者の最後の砦とも言える。県による啓発実施や市町への働きかけは、“健全な”消費者の意見表明を委縮させることがないよう、また、消費者の自立を支援する消費教育の推進が図られた結果として、カスハラ防止にもつながるものであることを踏まえて、行うようお願いしたい。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、啓発等の実施に当たっては、消費者の権利である意見表明が萎縮しないように留意しながら取り組んで参ります。</p>
9	被害防止	静岡市	<p>（1）消費者相談への対応と情報提供 近年相談の多い屋根や給湯器等の点検商法では、機器交換の必要性等判断や助言が難しくあっせんに苦慮するケースが増えており、建築士や住宅設備関連団体といった専門家に相談できる環境が必要となっている。 上記は一例であるが、複雑化する相談へ対応していくために、「弁護士や司法書士」に加え、様々な分野の専門家と連携を図る必要があると考える。 あわせて、県が専門家へのアドバイザー委嘱等を行い、各市町村が活用できる等、一元化した体制作りを進めていただきたい。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、司法以外の分野の専門家との連携の可能性について検討して参ります。 あわせて、専門家の活用には、費用負担のあり方も含め、市町が活用できる体制作りについても検討して参ります。</p>
10	事業者指導	静岡市	<p>第3章3(1)にて、電気用品安全法に基づく表示の適正化に触れられていないが、製品安全分野として追加することが必要と考える。</p>	<p>第3章3(1)②「製品・サービス等の安全の確保」において、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法に加えて、電気用品安全法の立入検査について記載しました。</p>